

令和4年9月 第7回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和4年 9月 26日 (月)					
開催場所	小川町民会館 (リリックおがわ) 会議室1・2					
開催時刻宣告者	午前・午後 1 時 30 分 小川町農業委員会会長					
閉会時刻宣告者	午前・午後 1 時 55 分 小川町農業委員会会長					
議長	山田 富子 (会長)					
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	(11)	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	(12)	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	13 副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14 会長	山田 富子	出席 欠席
	出席委員	12名		欠席委員	2名	
法第29条により出席した 農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	欠席
		石川 忠一			八和田	永島 和夫
	大河	荒井 茂		坂田 辰夫		
			新井 實一			
出席委員	8名					
議事参与者	氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要	
				岡部 孝一	事務局長	
				浅見 健一	次長	
				森澤 千紘	主査	

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和4年度9月第7回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時30分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号1番「中野 勝」委員、議席番号3番「関口 豊」委員、「吉田正巳」推進委員より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中12名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は8名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号11番「神田治雄」委員、12番「福島由博」委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は3件の申請がありました。はじめに、申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があったので、その適否をはかる」とのことです。

それでは、申請番号1番について説明しながら、許可基準についてご説明いたします。

(申請番号1番について読み上げ)

農地を取得するには4つの許可要件がございます。

1つ目は、借り手や買い手などのような農地の権利を取得しようとする者、またはその世帯員等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。

2つ目は、権利を取得する者またはその世帯員等は、年間150日以上農作業に従事が必要とされる「農作業常時従事要件」。

3つ目は、権利を取得する者またはその世帯員等は、下限面積以上（八和田は50a、小川・大河・竹沢は30a）の農地の耕作が必要とされる「下限面積要件」。

4つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないこととする「地域との調和要件」でございます。

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」は年間150日以上を超えており、また「下限面積要件」については小川地区の要件である30a（3000㎡）を越えていることから、この2つの要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

最後に、調査区は小川地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

10番永田委員

議席番号10番の永田が報告いたします。

- 10番永田委員 9月24日午前9時に埼玉伝統工芸会館に集合し、農業委員3名、推進委員3名、合計6名で現地調査をいたしました。
申請者が耕作している農地は25筆ありまして、全て米や大豆等が作付けされておりました。また、管理も全てされておりました。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございます。
つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 続いて申請番号2番について、ご説明いたします。
(申請番号2番について読み上げ)
先ほど同様、農地を取得する許可要件について、確認をしていきます。
記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」は年間150日以上を超えており、また「下限面積要件」については小川地区の要件である30a(3000㎡)を越えていることから、この2つの要件を満たすと考えます。
残りの2要件、「全部効率利用要件」、「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。
最後に、調査区は小川地区になります。以上、説明とさせていただきます。
- 議長 それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 10番永田委員 議席番号10番の永田が報告いたします。
申請者が耕作している農地は全て米、梅、桃が作付けされておりました。また、管理も全てされておりました。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございます。

つづきまして申請番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局

続いて申請番号3番について、ご説明いたします。

(申請番号3番について読み上げ)

先ほど同様、農地を取得する許可要件について、確認をしていきます。

記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」は年間150日以上を超えており、また「下限面積要件」については大河地区の要件である30a(3000㎡)を越えていることから、この2つの要件を満たすと考えます。

残りの2要件、「全部効率利用要件」、「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

最後に、調査区は大河地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

5番笠原委員

議席番号5番の笠原が報告いたします。

9月23日午前9時に農業委員2名、推進委員2名、計4名でパトリアおがわに集合して現地調査を行いました。

譲受人と現地で合流し、一緒に農地を確認いたしました。

経営農地は13筆ございます。その全てを調査したところ、全ての農地が非常にきれいな状態であり、野菜、ラッキョウ、里芋、落花生、長ネギ、白菜が作付けされ、またクジャクソウも栽培されておりました。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号3番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号3番については可決、承認されました。ありがとうございました。
- 議長 次に、日程3、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。
- 事務局 はい。報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について「申請人より農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったので報告する」とのことです。
(申請番号1番について報告)
以上でございます。
- 議長 ありがとうございました。
- つづきまして、日程4、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は4件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。
- 事務局 はい。報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので報告する」とのことです。
(申請番号1番から4番を順に報告)
以上です。
- 議長 ありがとうございました。
- つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。
- (挙手なし)
- 議長 ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和4年度9月第7回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後1時55分です。